平成２１年（フ）第１０５２９号
東京都大田区池上４丁目10番11号
破産者　有限会社ジェー・カンパニー
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５３０号
東京都大田区池上４丁目10―11―502
破産者　北田　滋雄
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５３３号
東京都渋谷区桜丘町４番17号
破産者　株式会社ティー・レックス
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５３４号
東京都目黒区東が丘２丁目10―６
破産者　柴崎　一弘
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５３７号
岩手県盛岡市黒石野１丁目７番28号、商業登記簿上の本店所在地岩手県盛岡市黒石野１丁目７番36号
破産者　有限会社ゴダイ建設
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５３８号
神奈川県横浜市港南区上大岡東２丁目42―４―208
破産者　川村　隆二
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５４２号
埼玉県八潮市鶴ケ曽根1699番地18
破産者　有限会社三栄興業
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５４３号
埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根1699―18
破産者　蓮見まさ子
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５４４号
埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根1699―18
破産者　蓮見　一義
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６２９号
神奈川県川崎市多摩区菅２丁目８―13　多摩ロイヤルアベニュー２―205
破産者　米田　葉月
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６４２号
東京都中央区新川２丁目19番11号
破産者　有限会社オーガス
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６９７号
東京都葛飾区堀切２丁目56―８―203
破産者　高根沢美代子こと　高根澤美代（旧姓島村）
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６９８号
東京都葛飾区東水元４丁目８―32　フラッパー・アーミーⅢ号館６号室
破産者　萱野　洋子（旧姓曽我・筒井）
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７１６号
神奈川県川崎市多摩区登戸2789
破産者　有限会社アクセサリーズ・ヤマダ
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７１７号
神奈川県川崎市中原区上小田中３丁目21―18―303
破産者　山田　忠徳
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７２４号
東京都新宿区左門町６丁目７番地
破産者　株式会社フリークス
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７４７号
東京都三鷹市深大寺２丁目２番６―201号
破産者　株式会社トーゴープロダクション
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７５０号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央30番16号
破産者　有限会社フレイア
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７５１号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町505―２―203
破産者　田中　　勝
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７９０号
千葉県千葉市緑区おゆみ野３丁目17―１―502、開始決定時の住所東京都葛飾区西新小岩５丁目４―３
破産者　大西　明範
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７９１号
千葉県千葉市緑区おゆみ野３丁目17―１―502、開始決定時の住所東京都葛飾区西新小岩５丁目４―３
破産者　大西　俊恵
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部